

# 電気工事業の【更新登録】手続

これは、既に登録している方が、その登録を更新する際にお読みいただくものです。  
建設業許可をお持ちの方、自家用電気工作物の工事のみを行う方は別の手続になります。

## (参考1) 電気工事業とは？

「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を設置、変更する工事を業として営むことです。

一般用電気工作物 ... 電気事業者等から 600V 以下で受電する電気工作物

例：一般住宅等の屋内外配線及び設備

自家用電気工作物 ... 電気事業者等から 600V 超で受電する電気工作物

例：ビル・工場等のキュービクル本体及び 2 次側

ただし、電気工事業法の手続が必要とされる範囲は、

「受電電力容量が 50kW 以上 500kW 未満の設備」です。

「電気工事」の範囲は広く、手続がないこともあります。

上のいずれの工作物に該当するか不明な場合は、化学保安課にお問合せください。

## (参考2) 電気工事業を行う際の手続区分

手続区分は、電気工事の種類や建設業許可の有無によって、下表のとおりになります。

一般用電気工作物	建設業許可	区分
やる	ない	登録
やる	ある	届出
やらない	ない	通知
やらない	ある	みなし通知

これは、「登録」に該当する事業者向けのお知らせです。

## 1 登録の要件

(1) 営業所ごとに主任電気工事士を1名選任すること。

主任電気工事士に選任できる者は、次の要件のどちらかを満たす者です。

ア 第一種電気工事士免状を取得していること。

イ 第二種電気工事士免状を取得後3年以上の実務経験を有し、証明できること。

(注) 2つ以上の営業所の主任電気工事士を兼務することはできません。

(2) 事業者、法人役員及び主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと。

電気工事業法、電気工事士法及び電気用品安全法に違反したことがある場合は、登録できないことがあります。

(3) 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること。

電気工事が適正に施工されたかどうかを検査するための器具を営業所に備え付けなければなりません。

一般用電気工作物の工事のみを行う場合は から まで、自家用電気工作物の工事を行う場合は から までが必要です。

区分	器具名	備考
物のみの場合 「一般用電気工作物」	絶縁抵抗計	
	接地抵抗計	
	抵抗及び交流電圧を測定できる回路計	
施工する場合 「自家用電気工作物」も	低圧検電器	
	高圧検電器	
	継電器試験装置	借用・計測依頼等に対応することもできます。
	絶縁耐力試験装置	

## 2 費用

**12,000円** (改定される場合があります。)

**埼玉県収入証紙により納付してください。**

(登録電気工事業者更新登録申請書(様式第2)に貼付してください。)

収入証紙の誤購入等による返金はありません。十分注意してください。

収入証紙の販売場所は埼玉県出納総務課のホームページで確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

### 3 提出書類

- (1) 登録電気工事業者更新登録申請書（様式第2）
- (2) 誓約書兼主任電気工事士雇用証明書
- (3) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し
- (4) 備付器具調書
- (5) 住民票抄本（申請者が個人の場合）
- (6) 履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合）
- (7) お手元にある「登録電気工事業者登録証」の写し
- (8) 業務内容等報告書（電子申請システムにより報告してください。）

### 4 注意事項

- (1) 提出書類は、A4サイズで1部作成してください。
- (2) 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを1部作成し、同封してください。  
審査終了後、收受印を押印し登録証とともに返送します。
- (3) 登録証は個人住所（又は法人所在地）に郵送します。営業所所在地で受け取りたい場合は、あらかじめ、お問合せください。
- (4) ファクシミリ番号又はメールアドレスが申請書に記入されている場合、「当課に申請書類が到着したことのお知らせ」をファクシミリ又はメールで送信します。  
（記入されていない場合は、お知らせは送信できません。）
- (5) 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。  
お手元に控えを1部、残すようにしてください。
- (6) 第一種電気工事士免状の写しは、法定講習の受講履歴が確認できる部分も添付してください。
- (7) 現在の登録事項に変更があった場合、更新手続きと同時に変更手続きも必要です。
- (8) 住民票抄本（又は履歴事項全部証明書）は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。住民票は、個人番号が記載されていないものに限りです。
- (9) **登録期間終了後に更新手続きを行うことはできません。この場合は、新たに登録申請をしてください。** その際、旧登録証の原本も提出してください。
- (10) 建設業許可を取得した場合は、開始届出の手続きが必要です。  
詳細は「届出に該当する事業者の手続き」で確認してください。

### 5 登録手続後

「登録電気工事業者登録証」を簡易書留により郵送します。  
登録事項に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

## 6 提出方法・問合せ先

### (1) 提出方法

#### **提出書類等を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出（消印有効）**

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類到達の確認に関するお問合せには、対応しておりません。

### (2) 郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター 1 階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

### (3) お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

TEL 048-830-8435

FAX 048-830-8444

メール a2970-04@pref.saitama.lg.jp

## 申請書作成上の注意点

### 【 氏名又は名称 】

個人事業主が申請する場合

申請者の氏名を、住民票に記載されているとおりに記入してください。

いわゆる「屋号」は記入できません。

法人が申請する場合

法人名を、履歴事項全部証明書に記載されている商号のとおりに入力してください。

代表者の氏名を、履歴事項全部証明書に記載されているとおりに記入してください。

### 【 住所 】

個人事業主が申請する場合

申請者の住所地を、住民票に記載されているとおりに記入してください。

法人が申請する場合

履歴事項全部証明書の「本店」欄に記載されているとおりに記入してください。

### 【 営業所の名称・所在地 】

電気工事を行う営業所の「現在の」名称・所在地を記入してください。

営業所とは、名称に関係なく実態として、電気工事の施工の管理を行っている店舗のことを指します。電気工事の契約の締結や経営管理のみを行い、具体的な電気工事に関する管理を全て他の組織等に行わせている店舗は該当しません。

個人事業者の場合は営業所の名称に、いわゆる「屋号」を記入できます。

### 【 現在の登録の年月日及び登録番号 】

登録証に記載されている「登録の年月日」と「登録番号」を記入してください。

### 【 電気工事の種類 】

登録証に記載されている「電気工事の種類」を囲んでください。

### 【 主任電気工事士等氏名 】

主任電気工事士に選任する者の氏名を記入してください。

### 【 電気工事士免状の種類・交付番号 】

主任電気工事士に選任する者が所持している電気工事士免状の種類・交付番号を記入してください。

### 【 役員の氏名 】法人が申請する場合限定

履歴事項全部証明書における役員を全て、記載されているとおりに記入してください。